

区長報告第三号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、港区国民健康保険条例の一部を改正する条例を令和二年四月二十四日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和二年五月十二日

港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。
付則に次の見出し及び四条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第八条 区は、令和二年一月一日から同年九月三十日以後の区規則で定める日から起算して一年六月を経過する日までの間、第五条に定めるもののほか、次条から付則第十一条までに定めるところにより、傷病手当金を支給する。

第九条 給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第三

きは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第十条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第十一条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収

する。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例付則第八条から第十一条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和二年一月一日から同年九月三十日以後の区規則で定める日までの間に属する場合に適用する。